

○国土交通省告示第千三百五十一号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十年十一月十七日

国土交通大臣 金子 一義

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件

〔改正 令和二年四月一日 国土交通省告示第五百十三号〕

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）第十二条第二項に規定する建築物の昇降機以外の建築設備の点検（以下この項において「点検」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、次の各号に掲げる点検の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の六の表（二）項に規定する建築設備検査員が行うべき点検 別表第一から別表第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれこれらの表の（ろ）欄に掲げる事項ごとに定めるこれらの表の（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果がこれらの表の（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを

判定することとする。

二 一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則第六条の六の表(三)項に規定する防火設備検査員が行うべき点検 別表第五の(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項ごとに定める同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

別表第一 換気設備

一 建 築 基 準 法 (昭 和 二 十 五 年 法 律 第 二 二 号)	(一)	(い) 点検項目	機械	換気設備	(ろ) 点検事項	(は) 点検方法	(に) 判定基準
			機械換	気設備 (中央管理方式の空調設備を含む。)			
二	(二)		機械換	気設備 (中央管理方式の空調設備を含む。)	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付け状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。

室 た 居	ら れ	設 け	備 が	気 設	き 換	基 づ	定 に	の 規	二 項	条 第	十 八	第 二	号)	百 一
(六)				(五)					(四)				(三)	

設備を 気調和 式の空 管理方 (中央 気設備 機械換	観
おける制御及 中央管理室に 中央管理室に おける制御及	風道の取付け の状況 目視又は触診により 確認する。
中央管理室に おける制御及 作動の状況	給気機又は排 気機の設置の 状況 目視又は触診により 確認する。
中央管理室に おける制御及 作動の状況	給気機又は排 気機の作動の 状況 目視又は聴診により 確認する。 風道の接続部に損傷 があり空気が漏れて いること又は取付け が堅固でないこと。 機器に損傷があるこ と、取付けが堅固で ないこと又は著しい 腐食、損傷等がある こと。 運転中に異常な音又 は異常な振動がある こと。

(九)	(八)	(七)	
備和気調の空方式管理中央			
性能 機器の の主要 和設備 空気調	の外観 び配管	機器及 の主要 和設備	能 の性 含む。
の運転の状況	空気調和設備 及び配管の劣 化及び損傷の 状況	の設置の状況	び作動状態の 監視の状況
目視又は聴診により 確認する。	目視により確認す る。	目視又は触診により 確認する。	を確認する。
運転中に異常な音又 は異常な振動がある こと。	空気調和機器又は配 管に変形、破損又は 著しい腐食があるこ と。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 、損傷等があるこ と。	を確認できないこ と。

二 換気設備を設けるべき調理室等			
(一)	(二)	(三)	(四)
自然換気設備及び機械換気設備	機械換気設備		
排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	排気筒及び煙突の断熱の状況	給気機又は排気機の設置の状況
目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。
取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。	断熱材に脱落又は損傷があること。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい

室等 た居 られ 設け 備が	定に 基 づ き換 気設 (五)	次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することです。	の温度ヒューズ	る。	度ヒューズを使用していないこと。
			連動型防火ダンプの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。	感知器と連動して作動しないこと。
一項(一)、(三)、(四)及び(六)から(八)まで	三項(五)	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で実施した点検等の記録	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員(以下「一級建築士等」という。)が実施した		

別表第二 排煙設備

一 建 築 基 準 法 施 行 令 (昭 和 二 十 五)	(一)	機 排 煙	(い) 点検項目		
			機 排 煙 の 外 観		
(三)	(二)	機 排 煙 の 外 観	(ろ) 点検事項		
			排煙機の設置の状況		
排煙出口の周囲の状況	接続の状況	排煙風道との接続の状況	(は) 点検方法		
			目視又は触診により確認する。		
煙の排出を妨げる障害物があること。	接続部に破損又は変形があること。	と。	(に) 判定基準		
			基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。		

一 項 (二)	点検の記録

室又	階段	する	規定	号に	第二	第三	条第	十三	百二	〃第	八号	三十	三百	令第	年政
(八)				(七)				(六)				(五)			(四)
排煙															
機械排	の性能 排煙機														
排煙口の周囲	監視の状況	び作動状態の	おける制御及	中央管理室に	る作動の状況	予備電源によ	する排煙機の	電源を必要と		作動の状況	の状況	排煙口の開放	との連動起動		
目視により確認す	を確認する。	を確認する。	制御及び作動の状況	中央管理室において			の状況を確認する。	予備電源により作動		目視又は聴診により	確認する。	作動の状況を確認す	る。		
排煙口の周囲に開放	と。	を確認できないこ	制御又は作動の状況	中央管理室において			しないこと。	予備電源により作動	動があること。	排煙機の運転中の電	動機又は送風機に異	常な音又は異常な振	煙機が作動しないこ	と。	

は付
室、
同令
第百
二十
六条
の二
第一
項に
規定
する
居室
等

(十二)	(十一)	(十)	(九)
------	------	-----	-----

口

煙設備 の排煙 の状況	煙設備 の排煙 の状況	機械排 煙設備 による開放の 状況	排煙口 の開放 の状況	観 口の外 の状況
の状況	の状況	の状況	の状況	の状況
る。	る。	る。	目視又は聴診により 確認する。	目視により確認す る。
を妨げる障害物があ ること。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 、損傷等があるこ と。	周囲に障害物があり 操作できないこと。	排煙口の開放が手動 開放装置と連動して いないこと。	常時閉鎖状態を保持 し開放時気流により 閉鎖すること又は著 しい振動があるこ と。

(十七)	(十六)	(十五)	(十四)	(十三)
		風道 排煙		
く。 分を除 埋設部 分及び 隠蔽部 風道（ の排煙 煙設備 機械排	防煙壁の貫通	排煙風道の劣 化及び損傷の 状況	中央管理室に おける制御及 び作動状態の 監視の状況	中央管理室に おける制御及 び作動状態の 監視の状況
目視により確認す	目視又は触診により 確認する。	目視により確認す る。	発煙試験器等により 作動の状況を確認す る。	中央管理室において 制御及び作動の状況 を確認する。
建築基準法施行令第	と。 しくは破損があるこ と。	接続部及び吊りボル トの取付けが堅固で ないこと又は変形若 しくは破損があるこ と。	排煙口が連動して開 放しないこと。	中央管理室において 制御又は作動の状況 を確認できないこ と。

(十八)

排煙風道と可	措置の状況
目視により確認する	る。
断熱材に脱落又は損	百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、同令第二百二十八条の六第一項、第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第二項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

<p>燃物等との離 隔距離及び断 熱の状況</p>	<p>とともに、必要に 応じて鋼製巻尺等 により測定する。</p>	<p>傷があること又は建 築基準法施行令第百 二十六条の三第一項 第七号で準用する同 令第百十五条第一項 第三号イ（２）の規 定に適合しないこ と。ただし、同令第 百二十八条の六第一 項、第百二十九条第 一項又は第百二十九 条の二第一項の規定 が適用され、かつ、 区画避難安全性能、 階避難安全性能又は 全館避難安全性能に</p>
-----------------------------------	---	---

(二十三)	(二十二)	(二十一)	(二十)	(十九)	
特殊					
特殊な	く。のを除けるも分に設けるも	ある部	その焼のお	部で延の開口	(外壁)ンパー 防火ダ
排煙口及び給	ズの温度ヒュー	傷の状況	防火ダンパーの劣化及び損	防火ダンパーの作動の状況	防火ダンパーの取付けの状況
目視により確認す	る。目視により確認す	確認する。	目視又は触診により確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は触診により確認する。
周囲に排煙又は給気	ていないこと。適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していること。	があること。	破損又は著しい腐食	動しないこと。ダンパーが円滑に作	取付けが堅固でないこと。影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(二十八)	(二十七)	(二十六)	(二十五)	(二十四)																			
な 構 造 の 排 煙 設 備																							
特殊な	性能	煙口の排	備の排	排煙設	備の排	特殊な	性能	煙口の排	備の排	排煙設	備の排	給気風道の劣	煙感知器による作動の状況	監視の状況	排煙設	び作動状態の	制御及	給気風道に變形、破	排煙口が連動して開放しないこと。	と。	を	確認できないこと。	確認
給気風道の劣	煙感知器による作動の状況	監視の状況	排煙設	び作動状態の	制御及	給気風道の劣	煙感知器による作動の状況	監視の状況	排煙設	び作動状態の	制御及	給気風道に變形、破	排煙口が連動して開放しないこと。	と。	を	確認できないこと。	確認						
給気風道に變形、破	排煙口が連動して開放しないこと。	と。	を	確認できないこと。	確認	給気風道の劣	煙感知器による作動の状況	監視の状況	排煙設	び作動状態の	制御及	給気風道に變形、破	排煙口が連動して開放しないこと。	と。	を	確認できないこと。	確認						

	(二十九)		
	(三十)		
構造の 排煙設 備の給 気風道 (隠蔽 部分及 び埋設 部分を 除く。	化及び損傷の 状況	給気風道の取 付けの状況	措置の状況
	る。	目視又は触診により 確認する。	目視により確認す る。
	損又は著しい腐食が あること。	接続部及び吊りボル トの取付けが堅固で ないこと又は変形若 しくは破損があるこ と。	建築基準法施行令第 百二十六条の三第一 項第七号の規定に適 合しないこと。ただ し、同令第二百十八 条の六第一項、第百 二十九条第一項又は 第二百二十九条の二第 一項の規定が適用さ

(三十三)	(三十二)	(三十一)	
-------	-------	-------	--

特殊な構造の	特殊な観	機の外	給気送風	備の給	排煙設	構造の	特殊な
と連動起動の	排煙口の開放	接続の状況	給気風道との			設置の状況	給気送風機の
る。	作動の状況を確認す	る。	目視により確認す			確認する。	目視又は触診により
百二十六条の三第二	建築基準法施行令第	こと。	破損又は変形がある	接続部に空気漏れ、	著しい腐食、損傷等	堅固でないこと又は	基礎架台の取付けが
				があること。			く。
							れ、かつ、区画避難
							安全性能、階避難安
							全性能又は全館避難
							安全性能に影響を及
							ぼす修繕等が行われ
							ていない場合を除

(三十四)	

	排煙設備の給気送風機の性能	状況
作動の状況		
目視又は聴診により確認する。		
送風機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振	項の規定に適合しないこと。ただし、同令第二百二十八条の六第一項、第二百二十九条第一項又は第二百十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	

(三十七)	(三十六)	(三十五)
-------	-------	-------

機 の 吸	気 送 風	備 の 給	排 煙 設	構 造 の	特 殊 な			
				の 状 況	吸 込 口 の 周 圍 の 状 況	電 源 を 必 要 と す る 給 気 送 風 機 の 予 備 電 源 に よ る 作 動 の 状 況	中 央 管 理 室 に お け る 制 御 及 び 作 動 状 態 の 監 視 の 状 況	
				る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	予 備 電 源 に よ り 作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	中 央 管 理 室 に お い て 制 御 及 び 作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	
				障 害 物 が あ る こ と。	周 圍 に 給 気 を 妨 げ る 障 害 物 が あ る こ と。	予 備 電 源 に よ り 作 動 し な い こ と。	中 央 管 理 室 に お い て 制 御 又 は 作 動 の 状 況 を 確 認 で き な い こ と。	動 が あ る こ と。

段室	る階	定す	に規	二号	項第	第三	三條	二十	第百	行令	法施	基準	建築	二		
	(五)				(四)			(三)		(二)			(一)			
							備	煙設	防排	加圧	気口	排煙口及び給	付室に設ける	の階段室又は	特別避難階段	込口
	の外観	給気口	く。)	を除	設部分	及び埋	蔽部分	道(隠	排煙風	排煙風	給気口	及び給	の作動の状況	口及び給気口	排煙機、排煙	
	の状況	給気口の周囲			付けの状況	排煙風道の取	状況	化及び損傷の	排煙風道の劣	の状況	給気口の周囲		の作動の状況	口及び給気口	排煙機、排煙	
	る。	目視により確認す			確認する。	目視又は触診により		る。	目視により確認す	る。	目視により確認す		る。	目視により確認す	作動の状況を確認す	
	障害物があること。	周囲に給気を妨げる			と。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。		あること。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	障害物があること。	周囲に給気を妨げる		こと。	周囲に給気を妨げる	連動して作動しない	

				又は 付室
(十)	(九)	(八)	(七)	(六)

道 (隠)	給気風	給気口 の性能	給気口 の性能	給気口 の性能
化及び損傷の	給気風道の劣	給気口の開放 の状況	給気口の手動 開放装置によ る開放の状況	給気口の手動 開放装置の設 置の状況
る。	目視により確認す	目視又は聴診により 確認する。	作動の状況を確認す る。	目視により確認す る。
損又は著しい腐食が	給気風道に変形、破	開放時に気流により 閉鎖すること又は著 しい振動があるこ と。	手動開放装置と連動 して給気口が開放し ていないこと。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 、損傷等があるこ と。 周囲に障害物があり 操作できないこと。

(十四)	(十三)	(十二)	(十一)
------	------	------	------

性能 風機 給気送	外観 風機 給気送	く。 分を 埋設 分及 び	はい 部
給気送 と連動 起動の 状況	給気風道 との 接続の 状況	給気送 風機 の 設置の 状況	給気風道 の取 付けの 状況
作動の 状況を 確認す る。	目視に より確 認す る。	目視又 は触診 により 確認す る。	目視又 は触診 により 確認す る。
平成二 十八年 国土交 通省告 示第六 百九十 六号第 五号イ (5)の	接続部 に空気 漏れ、 破損又 は変形 がある こと。	基礎架 台の取 付けが 堅固で ないこ と又は 著しい 腐食、 損傷等 がある こと。	接続部 及び吊 りボル トの取 付けが 堅固で ないこ と又は 変形若 しくは 破損が あるこ と。

(十六)	(十五)
------	------

電源を必要と	給気送風機の 作動の状況	
予備電源により作動	目視又は聴診により 確認する。	
予備電源により作動	送風機の運転中の電 動機又は送風機に異 常な音又は異常な振 動があること。	規定に適合しないこ と。ただし、建築基 準法施行令第百二十 九条第一項又は第百 二十九条の二第一項 の規定が適用され、 かつ、階避難安全性 能又は全館避難安全 性能に影響を及ぼす 修繕等が行われてい ない場合を除く。

(二十)	(十九)	(十八)	(十七)
------	------	------	------

外観	吸込口	風機の状況	給気送風機の状況	監視の状況	予備電源による作動の状況	機・排煙機の予備電源による作動の状況
空気逃し口の取付けの状況	空気逃し口の周囲の状況	空気逃し口の周囲の状況	吸込口の周囲の状況	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室における制御及び作動の状況	中央管理室における制御及び作動の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。
取付けが堅固でないこと又は著しい腐食	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。

三									
(一)	(二十四)	(二十三)	(二十二)	(二十一)					
可動防煙壁									
	の性能	整装置	圧力調	の外観	整装置	圧力調	性能	し口の	空気逃
手動降下装置	の作動の状況	圧力調整装置	の取付けの状況	の周囲の状況	圧力調整装置	の周囲の状況	作動の状況	空気逃し口の	
作動の状況を確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
片手で容易に操作で	扉の閉鎖と連動して開放しないこと。	と。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと。	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと。	、損傷等があること。

予備	四	等	居室	する	規定	項に	第一	の二	六条	二十	第百	行令	法施	基準	建築
(一)					(五)			(四)		(三)			(二)		
用発	自家														
発電装	自家用														
室の防火区画	自家用発電機	監視の状況	おける制御及び作動状態の	中央管理室に	防煙区画	可動防煙壁の	煙感知器によ	る連動の状況	状況	手動降下装置	による連動の	状況	の作動の状況		
る。	目視により確認す	を確認する。	制御及び作動の状況	中央管理室において	る。	目視により確認す	作動の状況を確認す	る。	る。	作動の状況を確認す	る。	る。	る。	る。	る。
百十二条第二十項の	建築基準法施行令第	と。	を確認できないこ	中央管理室において	果がないこと。	煙の流動を妨げる効	脱落又は欠損があり	連動して作動しない	こと。	連動して作動しない	こと。	連動して作動しない	きないこと。		

		電源
		置電装
		置等の
		等の貫通措置
(三)	(二)	
燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	発電機及び原動機の状況	等の貫通措置の状況
目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	
燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内	規定に適合しないこと。
	があること。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等

(五)	(四)
-----	-----

セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇・七から一・〇メガパスカルの範囲になること。
目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は液漏れ等があること、電気ケーブルとの接続部に緩み等があること。		

(九)	(八)	(七)	(六)
-----	-----	-----	-----

の給排気の状態	自家発電機室	自家発電装置の取付けの状況	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況
室内の温度を温度計により測定すると	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
給排気が十分でなく室内温度が摂氏四十	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	配管の接続部等に漏洩等があること。	

(十三)	(十二)	(十一)	(十)
------	------	------	-----

	能 置の 性	発 電 装	自 家 用	
運 転 の 状 況	始 動 の 状 況	の 状 況	電 源 の 切 替 え の 状 況	接 地 線 の 接 続 の 状 況
目 視 又 は 聴 診 に よ り	作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。
運 転 中 に 異 常 な 音、	空 気 始 動 及 び セル 始 動 に よ り 作 動 し な い こ と 又 は 電 圧 が 始 動 か ら 四 十 秒 以 内 に 確 立 し な い こ と。	予 備 電 源 へ の 切 り 替 え が で き な い こ と。	接 続 端 子 部 に 緩 み 又 は 著 し い 腐 食 が あ る こ と。	度 を 超 え て い る こ と 又 は 給 排 気 フ ァ ン が 単 独 で 若 し く は 発 電 機 と 連 動 し て 運 転 で き な い こ と。

	(十四)	(十五)	(十六)
			直結エンジン
			直結エンジンの外観
	排気の状態	コンプレッサ、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	直結エンジンの設置の状況
確認する。	目視により確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視又は触診により確認する。
異常な振動等があること。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が

(十七)	(十八)
------	------

燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況
目視により確認する。	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。
十分でないこと。 燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず三十分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は液漏れ等があること、電気ケーブルとの接続部に緩み等があること。

(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)
------	------	-------	-------

計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	給気部及び排気管の取付けの状況	Vベルト	接地線の接続の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。
制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	変形、損傷、き裂等があること。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。

(二十三)

直結エ
ンジン
の性能

始動及び停止
並びに運転の
状況

目視又は聴診により
確認する。

正常に作動若しくは
停止できないこと、
排煙口の開放と連動
して直結エンジンが
作動しないこと又は
運転中に異常な音、
異常な振動等がある
こと。

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、
(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することです。足りる。

一項(十四)及び(二十七)

一項(二)から(十一)まで、(十三)、
(十五)、(十六)及び(二十)、二項(一)か
ら(八)まで、(十)、(十一)、(十三)から
(十七)まで及び(十九)から(二十一)ま

前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等
の方法で実施した点検等の記録

前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検
等の記録

別表第三 非常用の照明装置

電源、蓄電池、形の内蔵電池	二	器具	照明	一	
	(二)			(一)	
配線		予備電源	非常用の照明器具	(い)点検項目	
措置の状況（火区画の貫通配電管等の防	況	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	使用電球、ランプ等	(ろ)点検事項	
目視又は触診により確認する。		作動の状況を確認する。	目視により確認する。	(は)点検方法	
建築基準法施行令第百十二条第二十項の規定に適合しないこと。	適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三第二号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第一第一号の規定に適合しないこと。	(に)判定基準	

で、三項(二)から(五)並びに四項(二)から(七)まで及び(九)から(十五)まで

三別置電源の形別置蓄電池及び家用	別置電源の形別置蓄電池及び家用発電装置
(一)	(二)
切替回路	
常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	隠蔽部分及び埋設部分を除く。
蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する。
昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。

五 電 源 別 置 形 の 蓄 電 池			四 電 池 内 蔵 形 の 蓄 電 池			装 置 発 電
(三)	(二)	(一)	(一)			
蓄 電 池 等 の 状 況			充 電 ラ ン プ			
蓄 電 池 の 設 置 状 況	蓄 電 池 室 の 換 気 の 状 況	蓄 電 池 室 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況	蓄 電 池 室 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況	蓄 電 池 室 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況	充 電 ラ ン プ の 点 灯 の 状 況	状 況
目 視 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。	室 内 の 温 度 を 温 度 計 に よ り 測 定 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	
変 形 、 損 傷 、 腐 食 、 液 漏 れ 等 が あ る こ	室 温 が 摂 氏 四 十 度 を 超 え て い る こ と。	建 築 基 準 法 施 行 令 第 百 十 二 条 第 二 十 項 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。	建 築 基 準 法 施 行 令 第 百 十 二 条 第 二 十 項 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。	建 築 基 準 法 施 行 令 第 百 十 二 条 第 二 十 項 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。	点 滅 ス イ ッ チ を 切 断 し て も 充 電 ラ ン プ が 点 灯 し な い こ と。	

置電装用自家六			
(二)		(一)	(五)
置電装用自家			
状況		充電器	
発電機及び原動機の状況	発電機等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況
目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。
端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損	と。	と。	と。
	規定に適合しないこと。	取付けが堅固でないこと。	建築基準法施行令第百十二条第二十項の規定に適合しないこと。
	建築基準法施行令第百十二条第二十項の規定に適合しないこと。		

(四)	(三)	
始動用の空気槽の圧力	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	
確認する。	目視により確認する。	
<p>空気槽の自動充気圧力が、高圧側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇・七から一・〇メガ</p>	<p>燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内がないこと。</p>	<p>があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。</p>

(七)	(六)	(五)
-----	-----	-----

セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は液漏れ等があること、電気ケーブルとの接続部に緩み等があること。	配管の接続部等に漏洩等があること。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若
パスカルの範囲にないこと。		

(十)	(九)	(八)	
-----	-----	-----	--

接地線の接続	自家発電機室の給排気の状態（屋内に設置されている場合に限り。）	自家用発電装置の取付けの状況	況
目視により確認す	確認する。	目視又は触診により確認する。	
接続端子部に緩み又	転できないこと。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。
	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏四十度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。		

(十四)	(十三)	(十二)	(十一)
------	------	------	------

自家用 発電装 置の性 能	の状 況	の状 況	の状 況	の状 況
電源の切替え の状況	始動の状況	運転の状況	排気の状態	の状況
作動の状況を確認す る。	作動の状況を確認す る。	目視又は聴診により 確認する。	目視により確認す る。	る。
予備電源への切替え ができないこと。 空気始動及びセル始 動により作動しない こと又は電圧が始動 から四十秒以内に確 立しないこと。 運転中に異常な音、 異常な振動等がある こと。	は著しい腐食がある こと。	排気管、消音器等の 変形、損傷、亀裂等 による排気漏れがあ ること。		

別表第四 給水設備及び排水設備

配用の飲料	一		
	(一)		
埋設部分を除 隠蔽部分及び び排水配管	(い) 点検項目	(ろ) 点検事項	(は) 点検方法
		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。
			(に) 判定基準
			配管に腐食又は漏水があること。

	(十五)		
		コンプレッサ、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	目視又は聴診により確認する。
			運転中に異常な音、異常な振動等があること。

五項(二)及び(三)並びに六項(二)から(七)まで及び(九)から(十五)までの法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することですら足りる。

				設備	排水	及び	設備
				設備	配管	水の	飲料
				(一)	(二)	(三)	(四)
				飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水ポンプの運転の状況	給水タンク等の内部の状況	く。）
				給水ポンプの水の状況	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	給湯設備（ガス給湯器を除く）	
				目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	
				目視により測定するとともに、目視又は聴診により確認する。	水圧計により測定するとともに、目視又は聴診により確認する。	目視により確認する。	
				建築基準法施行令第百二十九条の二の四第二項第五号の規定に適合しないこと。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	藻等の異物があること。	
						平成十二年建設省告示第千三百八十八号	

三排水設備			
(一)	(六)	(五)	
排水槽			む。)
排水漏れの状況	給湯設備の腐食及び漏水の状況	ガス湯沸器の取付の状況	く。) の取付 けの状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	
漏れがあること。	本体に腐食又は漏水等があること。	ていること。 する位置に取り付け び燃焼排ガスの上昇 危険物のある場所及 ないこと又は引火性 第二の規定に適合し 示第千三百八十八号 平成十二年建設省告	第二の規定に適合し ないこと。

(五)	(四)	(三)	(二)
排水再利用配管設備（中水道を含む。）			
雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	雑用水給水栓の表示の状況	排水ポンプの運転の状況	排水ポンプの設置の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	水圧計により測定するとともに、目視又は聴診により確認する。	目視により確認する。
取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ニの規定に適合しないこと。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。

		(十)	(九)	(八)	(七)	(六)
	通気管	他		排水管	その	消毒装置
		具			衛生器	
二項(二)及び(四)から(六)まで並び 前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等	通気管の状況	間接排水の状況	排水の状況	衛生器具の取付けの状況	消毒装置	
	目視又は嗅診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認すること。	目視により確認すること又は損傷があること。	目視により確認すること。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。
	損傷があること。	損傷があること。	排水が流れていないこと。	取付けが堅固でないこと又は損傷があること。		

、
 (は) 欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することである。次
 の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には

別表第五 防火設備

一 防火扉			
(二)	(一)		
防火扉		(い)点検項目	
及び金	扉、枠	設置場所の周囲状況	(ろ)点検事項
状況	扉の取付けの	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	
確認する。	目視又は触診により	目視により確認する。	(は)点検方法
こと。	取付けが堅固でない	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。	(に)判定基準

<p>に三項(一)、(三)、(六)及び(十)を除く。)</p> <p>一項(一)、二項(一)及び(三)並びに三項(一)、(三)、(六)及び(十)</p>	<p>の方法で一級建築士等が実施した点検の記録</p>
<p>記録</p> <p>の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の</p>	<p>前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の</p>

(五)	(四)	(三)
機 連 構 動		
器、煙 熱 感知	止 危 装 害 置 防	物
感知の 状況	作 動 の 状 況	扉、 枠及 び金 物の 劣化 及び 損傷 の状 況
（十五） の項の 点検が 行われ るもの 以外の も	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	目視により確認する。
適正な 時間内 に感知 しない こと。	運動エネルギーが十ジュールを超えること又は閉鎖力が百五十ニュートンを超えること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。

(六)			
煙複合 式感知 器及び 熱感知 器	温度ヒ ューズ 装置	設置の 状況	
のを対象として、加 煙試験器、加熱試験 器等により感知の状 況を確認する。ただ し、前回の点検後に 同等の方法で実施し た点検の記録がある 場合にあつては、当 該記録により確認す ることとする。	目視により確認す る。		
	温度ヒューズの代わ りに針金等で固定さ れていること、変形 、損傷若しくは著し い腐食があること又		

(十)	(九)	(八)	(七)	
-----	-----	-----	-----	--

		連動制 御器		
予備電源への	接地の状況	結線接続の状況	スイッチ類及び表示灯の状況	
常用電源を遮断し、	回路計、ドライバー等により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	
自動的に予備電源に	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	は油脂、埃、塗料等の付着があること。

(十四)	(十三)	(十二)	(十一)
------	------	------	------

	自動閉鎖装置	備電源	連動機 構用予	
再ロック防止	設置の状況	容量の状況	劣化及び損傷の状況	切り替えの状況
閉鎖した防火扉を、	目視又は触診により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。
防火扉が自動的に再	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	容量が不足していること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	切り替わらないこと。

(十五)	
総合的な作動 の状況	
防火扉の閉鎖 の状況	<p style="text-align: center;">機構の作動の 状況</p> <p>連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。</p>
<p>煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について</p>	<p style="text-align: center;">閉鎖しないこと。</p> <p>防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。</p>

		二 防 火 シ ャ ツ タ		
(三)		(二)	(一)	
		二 防 火 シ ャ ツ タ		
設置場 所の周 囲状況		駆動装 置(二) の項か ら(四) の項ま での点 検につ い		
閉鎖の障害と なる物品の放 置の状況		軸受け部のブ ラケット、巻 取りシャフト 及び開閉機 の取付けの状 況		
予備電源に切り替 えた状態で作動の状 況を確認する。		目視、聴診又は触診 により確認する。		
物品が放置されてい ることにより防火シ ャッターの閉鎖に支 障があること。		取付けが堅固でない こと。		巻取りシャフトと開

(五)	(四)	
<p>及び損傷の状 ロープの劣化 ローラチェー ン又はワイヤ</p>	<p>傷の状況 の劣化及び損 又はロープ車 スプロケット アリング及び ラケット、ベ 軸受け部のブ のに限 するも に開閉 日常的 ては、</p>	<p>の設置の状況 る。</p>
<p>及び損傷の状 ロープの劣化 ローラチェー ン又はワイヤ</p>	<p>目視、聴診又は触診 により確認する。</p>	<p>目視、聴診又は触診 により確認する。</p>
<p>腐食があること、異 常音があること若し くは歯飛びしている こと又はたるみ若し</p>	<p>変形、損傷、著しい 腐食、異常音又は異 常な振動があるこ と。</p>	<p>閉機のスプロケット に心ずれがあるこ と。</p>

(七)	(六)	
	カーテ ン部	
吊り元の劣化 及び損傷並び に固定の状況	スラット及び 座板の劣化等 の状況	況
目視又は触診により 確認する。	防火シャッターを閉 鎖し、目視により確 認する。	
変形、損傷若しくは 著しい腐食があるこ と又は固定ボルトの 締め付けが堅固でな いこと。	スラット若しくは座 板に変形、損傷若し くは著しい腐食があ ること又はスラット に片流れ若しくは固 着があること。	くは固着があるこ と。

(十)	(十)	(九)	(八)
-----	-----	-----	-----

	止装置	危害防	まぐさ 及びガ イドレ ール	ケース
危害防止装置	線の状況	危害防止用連動中継器の配	劣化及び損傷の状況	劣化及び損傷の状況
目視により確認す	る。	目視により確認す	る。	目視により確認す
変形、損傷又は著し	があること。	劣化、損傷又は脱落	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。	ケースに外れがあること。

(十四)	(十三)	(十二)	
------	------	------	--

作動の状況	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	危害防止装置用予備電源の容量の状況	用予備電源の劣化及び損傷の状況
防火シャッターの閉	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下を停止することを確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	る。
運動エネルギーが十	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。	容量が不足していること。	い腐食があること。

鎖時間をストップウ
オッチ等により測定
し、シャッターカー
テンの質量により運
動エネルギーを確認
するとともに、座板
感知部の作動により
防火シャッターの降
下を停止させ、その
停止距離を鋼製巻尺
等により測定する。
また、その作動を解
除し、防火シャッタ
ーが再降下すること
を確認する。

ジュールを超えるこ
と、座板感知部が作
動してからの停止距
離が五センチメート
ルを超えること又は
防火シャッターが再
降下しないこと。

(十六)	(十五)
温度ヒューズ	煙感知器、熱式感知器及び熱感知器
設置の状況	感知の状況
目視により確認する。	<p>(二十五)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。</p>
温度ヒューズの代わりに針金等で固定さ	適正な時間内に感知しないこと。

(十九)	(十八)	(十七)	
			装置
接地の状況	結線接続の状況	スイッチ類及び表示灯の状況	御器連動制
回路計、ドライバー等により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	
接地線が接地端子に緊結されていないこと	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	れていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。

(二十三)	(二十二)	(二十一)	(二十)
-------	-------	-------	------

鎖装置	自動閉	備電源	構用予	連動機
設置の状況	容量の状況	劣化及び損傷の状況	予備電源への切り替えの状況	
目視又は触診により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視により確認する。	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	
取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食	容量が不足していること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	と。

(二十五)	(二十四)	
総合的な作動 の状況	手動閉 鎖装置	
防火シャッター の閉鎖の状 況	設置の状況	
<p>煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッターの作動の状況</p>	<p>目視により確認する。</p> <p>周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。</p>	<p>があること。</p>

	三 耐 火	ク ロ	ス ク	リ ス	ン ク	
(二)	(一)					
	耐 火	ク ロ	ス ク	リ ス	ン ク	
駆 動 装	設 置 場	所 の 周	囲 状 況			
ロ ー ラ チ ェ ー	閉 鎖 の 障 害 と	な る 物 品 の 放	置 の 状 況			
目 視 、 聴 診 又 は 触 診	目 視 に よ り 確 認 す る。					況 を 確 認 す る。 た だ し、 連 動 機 構 用 予 備 電 源 ご と に、 少 な く と も 一 以 上 の 防 火 シ ヤ ッ タ ー に つ い て、 予 備 電 源 に 切 り 替 え た 状 態 で 作 動 の 状 況 を 確 認 す る。
腐 食 が あ る こ と、 異	物 品 が 放 置 さ れ て い る こ と に よ り 耐 火 ク ロ ス ク リ ー ン の 閉 鎖 に 支 障 が あ る こ と。					

(四)	(三)	
	置	
吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	カーテ ン部 耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	ンの劣化及び損傷の状況
目視又は触診により確認する。	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	により確認する。
変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	常音があること若しくは歯飛びしていること又はたるみ若しくは固着があること。

(七)	(六)	(五)
-----	-----	-----

止装置 危害防	まぐさ 及びガ イドレ ール	ケース
危害防止用連 動中継器の配 線の状況	劣化及び損傷 の状況	劣化及び損傷 の状況
目視により確認す る。	目視により確認す る。	目視により確認す る。
劣化、損傷又は脱落 があること。	まぐさ若しくはガイ ドレールの本体に変 形、損傷若しくは著 しい腐食があること 又は遮煙材に著しい 損傷若しくは脱落が あること。	ケースに外れがある こと。

(十)	(九)	(八)
<p>座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況</p>	<p>危害防止装置用予備電源の容量の状況</p>	<p>危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況</p>
<p>目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。</p>	<p>予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。</p>	<p>目視により確認する。</p>
<p>変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。</p>	<p>容量が不足していること。</p>	<p>変形、損傷又は著しい腐食があること。</p>

(十)

作動の状況

イ 巻取り式

耐火クロススクリーン
の閉鎖時間をストップウオッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また

運動エネルギーが十ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が五センチメートルを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。

<p>ロ バランス式 耐火クロススクリーン の閉鎖時間をストップ ウォッチ等により測定し、 カーテン部の質量により 運動エネルギーを確認すると ともに、プッシュプルゲージ 等による。</p>	<p>、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。</p>
	<p>運動エネルギーが十ジュールを超えること 又は閉鎖力が百五十ニュートンを超えること。</p>

						(十二)		
						機 連 構 動		
						煙 感 器、熱 知		
						器 熱 熱 感 知 及 び 式 感 知 煙 複 合		
						感 知 の 状 況		
						(二十一)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することとで足りる。		り閉鎖力を測定する。
						適正な時間内に感知しないこと。		

(十六)	(十五)	(十四)	(十三)
------	------	------	------

			御器 連動制
予備電源への 切り替えの状 況	接地の状況	結線接続の状 況	スイッチ類及 び表示灯の状 況
予備電源を遮断し、 常用電源を遮断し、 作動の状況を確認す る。	回路計、ドライバー 等により確認する。	目視又は触診により 確認する。	目視により確認す る。
自動的に予備電源に 切り替わらないこ と。	接地線が接地端子に 緊結されていないこ と。	断線、端子の緩み、 脱落又は損傷等があ ること。	スイッチ類に破損が あること又は表示灯 が点灯しないこと。

(二十)	(十九)	(十八)	(十七)
------	------	------	------

鎖装置 手動閉	鎖装置 自動閉	備電源	構用予 連動機
設置の状況	設置の状況	容量の状況	劣化及び損傷の状況
目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	目視により確認する。
周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	容量が不足していること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。

	(二十一)
	総合的な作動 の状況
	耐火クロスス クリーンの閉 鎖の状況
	煙感知器、熱煙複合 式感知器又は熱感知 器を作動させ、全て の耐火クロススクリ ーンの作動の状況を 確認する。ただし、 連動機構用予備電源 ごとに、少なくとも 一以上の耐火クロス スクリーンについて 、予備電源に切り替
は著しい腐食がある こと又は打ち破り窓 のプレートが脱落し ていること。	耐火クロススクリー ンが正常に閉鎖しな いこと又は連動制御 器の表示灯が点灯し ないこと若しくは音 響装置が鳴動しない こと。

以下	備	火設	る防	成す	を形	水幕	他の	その	ヤー	ンチ	ドレ	四	
	(四)		(三)		(二)						(一)		
									等	ヤー	ンチ	ドレ	
備	排水設		開閉弁		ッド	散水へ				囲状況	所の周	設置場	
	排水の状況		開閉弁の状況		設置の状況	散水ヘッドの				置の状況	なる物品の放	作動の障害と	
	次に掲げる方法のい ずれかによる。		目視により確認す る。		目視により確認す る。	目視により確認す る。					目視により確認す る。	目視により確認す る。	えた状態で作動の状 況を確認する。
	排水が正常に行われ ないこと。		変形、損傷又は著し い腐食があること。		塗装又は異物の付着 等があること。	塗装又は異物の付着 等があること。				障があること。	物品が放置されてい ることによりドレン チャー等の作動に支 障があること。		

「ド
レン
チャ
ー等
」と
いう。

(五)	
水源	
貯水槽の劣化及び損傷、水	
目視により確認する。	<p>イ 放水区域に放水 することができ 場合にあつては、 放水し、排水の状 況を目視により確 認する。</p> <p>ロ 放水区域に放水 することができな い場合にあつては 、放水せず、排水 口のつまり等を目 視により確認す る。</p>
変形、損傷若しくは著しい腐食があるこ	

(八)	(七)	(六)	
-----	-----	-----	--

	加圧送 水装置		
結線接続の状	ポンプ制御盤 のスイッチ類 及び表示灯の 状況	給水装置の状 況	質並びに水量 の状況
目視又は触診により	目視又は作動の状況 により確認する。	目視により確認す る。	
断線、端子の緩み、	スイッチ類に破損が あること、表示灯が 点灯しないこと又は スイッチ類が機能し ないこと。	変形、損傷又は著し い腐食があること。	と、水質に著しい腐 敗、浮遊物、沈殿物 等があること又は規 定の水量が確保され ていないこと。

(十一)	(十)	(九)	
------	-----	-----	--

加圧送水装置	ポンプ及び電動機の状況	接地の状況	況
常用電源を遮断し、	目視又は触診により確認する。	回路計、ドライバー等により確認する。	確認する。
自動的に予備電源に	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要でないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	脱落又は損傷等があること。

(十四)	(十三)	(十二)	
------	------	------	--

<p>カススイッチ等 槽、起動用圧 力計、呼水</p>	<p>容量の状況 用予備電源の 加圧送水装置</p>	<p>劣化及び損傷 の状況 用予備電源の 加圧送水装置</p>	<p>用予備電源へ の切り替えの 状況</p>
<p>目視又は作動の状況 により確認する。</p>	<p>予備電源試験スイッ チ等を操作し、目視 により確認する。</p>	<p>目視により確認す る。</p>	<p>作動の状況を確認す る。</p>
<p>変形、損傷若しくは 著しい腐食があるこ と又は正常に作動し</p>	<p>容量が不足している こと。</p>	<p>変形、損傷又は著し い腐食があること。</p>	<p>切り替わらないこ と。</p>

	(十五)		
	連動 機構		
煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器（火災感知用ヘツド等の感知装置を含む。）			
	感知の状況	の付属装置の状況	
	(二十四)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することと足りる。		
	適正な時間内に感知しないこと。	ないこと。	

(十九)	(十八)	(十七)	(十六)
------	------	------	------

			制御器
予備電源への切り替えの状況	接地の状況	結線接続の状況	スイッチ類及び表示灯の状況
常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	回路計、ドライバー等により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。
自動的に予備電源に切り替わらないこと。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。

(二十三)	(二十二)	(二十一)	(二十)
-------	-------	-------	------

手動作 動装置	自動作 動装置	備電源	構用予 連動機
設置の状況	設置の状況	容量の状況	劣化及び損傷の状況
目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	予備電源試験スイッチ等熟练操作し、目視により確認する。	目視により確認する。
周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	容量が不足していること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。

	(二十四)
	総合的な作動 の状況
	ドレンチャー 等の作動の状 況
	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。
は著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

イ 放水区域に放水
することができ
る場合にあつては、
煙感知器、熱煙複
合式感知器又は熱
感知器を作動させ
て行う方法

ロ 放水区域に放水
することができな
い場合にあつては
、放水試験による
方法

